

交野市立総合体育施設移動式バスケットゴール購入
仕様書

1. 概要

老朽化した交野市立総合体育施設の移動式バスケットゴールを更新し、スポーツ環境の整備を図るとともに、総合体育施設の利用率向上及びバスケットボールをはじめ地域スポーツの普及・促進に寄与する。

2. 移動式バスケットゴール概要

(1)名称 移動式バスケットゴール

<参考基準品>

メーカー	Senoh(セノー)
型式	DA085103 バスケット台パラレルゴール

(2)付属品

セッティングゲージ(対象の物品に対応していること)

<参考基準品>

メーカー	Senoh(セノー)
型式	DA080001 セッティングゲージ(パラレルゴール用)

(3)数量 移動式バスケットゴール:1対(2基)

セッティングゲージ:

3. 規格・仕様について

(1)繰出時 幅 1,900mm、長さ 4,850mm(バックボード前面から防護パッド表面まで 2,500mm)以内であること。

(2)収納時 幅 1,900mm、長さ 3,000mm、高さ 2,150mm 以内であること。

(3)コートエンドラインから壁面まで 3,800mm のスペースに設置可能であること。

※交野市立総合体育施設市民体育館(メインアリーナ)に設置でき、器具庫に収納ができること。

(4)JBA(公益財団法人日本バスケットボール協会)装置検定品であること。

(5)ミニバスケットボール競技適応機構付きであること。

(6)電動アクチュエータ駆動方式であること。

(7)ゴールリングは、スナップリング(プレッシャーリリースリング搭載)であること。

(8)本体支柱及びバスケットボードには緩衝緩和用の防護パッド搭載であること。

(9)バスケットボードは透明度のよいプラスチック板であること。

(10)上記を満たす同等品を可とする。ただし、同等品と判別できるようなカタログ、仕様書等を交野市生涯学習推進部社会教育課(以下「本市担当課」という。)に提出し、了承を得ること。

4. 納入場所 交野市立総合体育施設 市民体育館(メインアリーナ)
交野市向井田 2 丁目 5 番 1 号

5. 納入期限 令和 6 年 9 月 30 日(月)

※搬入日時については、本市担当課と十分協議の上、決定すること。

6. 納入・設置等

(1)購入する移動式バスケットゴール(以下「納入物品」という。)の納入に当たっては、あらかじめ本市担当課職員と協議し、日時、納入場所及び納入手順を確認すること。

(2)納入物品の搬入は、本市担当課職員及び受注者が立会いのもと行うこと。

(3)搬入作業中は、作業従事者及び施設関係者等に対する事故防止に努めること。

(4)納入物品の指定場所への設置、組立などの一切の費用は本仕様を含むこと。

※既存の移動式バスケットゴール 1 対(2 基)の解体、搬出、廃棄に要する費用は含まない。

(5)納入物品の搬入に際しては適切な方法で養生をすること。納入の際に出る養生材、梱包材等の不要物品はすべて持ち帰ること。

(6)納入物品の搬入の際に建物や設備、納品物品等に損傷を与えた場合は、速やかに本市担当課職員に報告し、現状に復すること。その場合に費用等が発生する場合は受注者において負担すること。

(7)納入物品の設置後は、本市担当課職員の立会いのもと動作確認を行い、異常のないことを確認すること。

(8)納入物品の設置後、速やかに全ての機器に係る取扱い等の指導を本市担当課職員及び施設担当職員に実施すること。

(9)納入物品が、仕様を満たさないものであることが判明した場合は、無償で本仕様を満たすものに交換すること。

(10)保証期間は、メーカー保証に準じること。

7. その他

スポーツ振興くじの助成金による助成事業である旨の記載及びスポーツ振興くじのロゴマークを移動式バスケットゴール本体に表示すること(別紙参照)。

8. 協議

本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。

以上

別紙

以下の特記事項を遵守し、スポーツ振興くじの助成金による助成事業である旨の記載及びスポーツ振興くじのロゴマーク(以下「ロゴマーク等」という。)を表示したステッカー等を、移動式バスケットゴール本体に貼り付けし、あわせて納入すること。

<特記事項>

1. ロゴマーク等(参考図)のデザインや表示の方法については、独立行政法人日本スポーツ振興センターの示す「独立行政法人日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金に係るロゴマーク等の表示要領」及び「ロゴマーク等の表示に関する注意事項について」の記載を遵守すること。

【参考図】



2. ステッカー等は耐久性があるものとし、着脱できない方法により貼り付けること。
3. ロゴマーク等を表示したステッカー等の作成・発注前にデザイン画や位置図、ステッカーの素材等を交野市生涯学習推進部社会教育課に提出し承認を得ること。
4. その他疑義が生じた場合は、その都度、交野市生涯学習推進部社会教育課と協議して定めるものとする。

以上